

香川県条例第8号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 知事</td> <td>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2の2～8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 55%;">特 定 個 人 情 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの	2の2～8 略		執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報	1 略			<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 知事</td> <td>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2の2～8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 55%;">特 定 個 人 情 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの	2の2～8 略		執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報	1 略		
執行機関	事 務																												
1 略																													
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの																												
2の2～8 略																													
執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報																											
1 略																													
執行機関	事 務																												
1 略																													
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの																												
2の2～8 略																													
執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報																											
1 略																													

2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	法別表第2の第4欄に規定する児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、 <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u> （昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
2の2～6 略		

2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	法別表第2の第4欄に規定する児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、 <u>雇用対策法</u> （昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
2の2～6 略		

この条例は、公布の日から施行する。